

# 1% for Children 参加規約

はじめに

「1% for Children（以下、「プロジェクト」という。）」は、AQUA COIN アイデアコンテスト 2022 にて、木更津市内の事業者よりご提案頂いたアイデアをもとに、アクアコイン普及推進協議会（以下、「協議会」という。）が運営しており、プロジェクトに参加頂くアクアコイン加盟店（以下、「参加店」という。）のアクアコイン年間売上額の 1%を市内の子どもたちのために寄付する地域貢献プロジェクトです。

プロジェクトへの参加につきましては、本参加規約に必ず同意の上、ご参加ください。

（適用）

第 1 条 本参加規約は、協議会との間の一切の關係に適用するものとします。

（参加申込）

第 2 条 参加店は、本参加規約に同意のうえ、協議会の定める方法による参加店登録申請をもって、参加店登録が完了するものとします。

（寄付金額算出）

第 3 条 前条の参加登録申請日から同年 12 月 31 日までをその年の寄付金額算出期間とします。

なお、プロジェクトの運用を開始する 2023 年については、翌年の 2024 年 12 月 31 日を寄付金額算出終了日とします。

2 前項の初回寄付年以降は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日を寄付金額算出期間とします。

3 協議会にて、寄付金額算出期間のアクアコインでの売上額を抽出し、その 1%分を寄付金額として算出いたします。なお、小数点以下は切り捨てとなります。

（寄付）

第 4 条 協議会より、算出した寄付金額を各参加店へ通知しますので、通知が届きましたら、通知に記載の寄付金額・期限に従い、原則アクアコイン加盟店間送金にて協議会へ送金により寄付してください。その後、協議会にて、各参加店の寄付金合計額を寄付納付先へ寄付します。

2 寄付納付先は、木更津市きさらづオーガニック給食基金条例により設置された、きさらづオーガニック給食基金とします。

3 協議会にて前項の寄付納付先を変更できるものとするが、寄付納付先を変更する場合は事前に通知するものとします。

4 協議会が受け入れた寄付金については、いかなる理由であっても返還いたしかねます。

5 協議会への寄付は資本金等の金額と所得の金額に応じて算出される一般損金算入限度額までは損金算入することができます。詳しくは、最寄りの税務署までお問い合わせください。

（領収書）

第 5 条 協議会において寄付金の受入確認後に領収書を発行し、参加店へ送付します。

（成果）

第 6 条 寄付を受けた協議会はいずれかの方法で、プロジェクトの寄付を含むきさらづオーガニック給食基金を財源とした事業の成果を報告するものとします。

(脱退)

第7条 協議会の定める方法によって参加店脱退申請をすることで、参加店脱退が完了するものとします。

- 2 協議会は、寄付の納付が受けられないなど参加店として相応しくないと判断した場合、参加店を脱退させられるものとします。
- 3 参加店を脱退した場合、参加店一覧などからの削除及びプロジェクトに関する貸与品を返却するものとします。
- 4 参加店を脱退した場合、第3条の寄付金額算出期間の内、参加店脱退日までのアクアコイン売上額の1%分を寄付するものとします。

(参加規約の変更)

第8条 協議会は、本参加規約について、参加店の承諾なく変更できるものとし、変更後は直ちに全ての参加店に適用されるものとします。

- 2 本参加規約を変更する場合、協議会は参加店に対し、文章などで通知するものとします。

附則

この参加規約は、令和5年9月21日から施行する。